

○ 重要事項説明における法令に基づく制限等について

- ・ 愛知県が所管する法令に基づく制限等の問い合わせ窓口は下記のとおりですので、ご活用ください。
- ・ 国、市町村等が所管する事項については、当該行政庁等にお問い合わせください。

号	法令名	該当条文	内容	県問い合わせ窓口	備考(URL等)
1	都市計画法	第29条第1項、第2項	開発行為の許可	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kaihatu-tokei-top.html
1	都市計画法	第35条の2第1項	開発行為の変更許可	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kaihatu-tokei-top.html
1	都市計画法	第41条第2項	建築物の建蔽率等の指定	本県は該当ありません。	
1	都市計画法	第42条第1項	開発許可を受けた土地の建築等の制限	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kaihatu-tokei-top.html
1	都市計画法	第43条第1項	開発許可を受けた土地以外の土地の建築等の制限	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kaihatu-tokei-top.html
1	都市計画法	第52条第1項	田園住居地域内の建築等の規制	－	各市町村にお問い合わせください。
1	都市計画法	第52条の2第1項	市街地開発事業等予定区域における建築等の制限	－	各市町村にお問い合わせください。
1	都市計画法	第52条の3第2項、第4項	市街地開発事業等予定区域における土地建物先買い等	－	各市町村にお問い合わせください。
1	都市計画法	第53条第1項	都市計画施設、市街地開発事業の区域における建築の許可	右記URLをご参照ください	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshiseibi/0000052881.html
1	都市計画法	第57条第2項、第4項	都市計画施設、市街地開発事業の区域における土地の先買い等	－	各市町村にお問い合わせください。
1	都市計画法	第58条の2第1項、第2項	地区計画の区域における建築等の届出等	－	各市町村にお問い合わせください。
1	都市計画法	第58条の3第1項	地区計画の区域における建築等の許可	－	各市町村にお問い合わせください。
1	都市計画法	第65条第1項	都市計画事業認可後の建築等の制限	都市・交通局都市基盤部都市整備課 業務・審査グループ 052-954-6526 (町村のみ。市の区域は各市にお問い合わせください。)	https://www.pref.aichi.jp/site/gvoute/65-1.html
1	都市計画法	第67条第1項、第3項	都市計画事業告示後の土地建物等の先買い	－	各市町村にお問い合わせください。
2	建築基準法	第39条第2項	災害危険区域内の制限	建築局建築指導課 建築指導グループ 052-954-6586	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kenjoreietc.html
2	建築基準法	第43条	敷地等と道路との関係	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第43条の2	その敷地が4メートル未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加	本県は該当ありません。	
2	建築基準法	第44条第1項	道路内の建築制限	本県は該当ありません。	
2	建築基準法	第45条第1項	私道の変更又は廃止の制限	本県は該当ありません。	

号	法令名	該当条文	内容	県問い合わせ窓口	備考(URL等)
2	建築基準法	第47条	壁面線による建築制限	本県は該当ありません。	
2	建築基準法	第48条第1項～第14項	用途地域等	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第49条	特別用途地区	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第49条の2	特別用途制限区域	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第50条	用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第52条第1項～第14項	容積率	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第53条第1項～第8項	建蔽率	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第53条の2第1項～第3項	建築物の敷地面積	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第54条	第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第55条第1項～第4項	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第56条	建築物の各部分の高さ	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第56条の2	日影による中高層の建築物の高さの制限	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第57条の2第3項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例	本県は該当ありません。	
2	建築基準法	第57条の4第1項	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度	本県は該当ありません。	
2	建築基準法	第57条の5	高層住居誘導地区	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第58条第1項、第2項	高度地区	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第59条第1項、第2項	高度利用地区	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第59条の2第1項	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例	本県は該当ありません。	
2	建築基準法	第60条第1項、第2項	特定街区	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第60条の2第1項～第3項、第6項	都市再生特別地区	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第60条の2の2第1項～第4項	居住環境向上用途誘導地区	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第60条の3第1項～第3項	特定用途誘導地区	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第61条	防火地域及び準防火地域内の建築物	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第67条第1項、第3項～第7項	特定防災街区整備地区	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。

号	法令名	該当条文	内容	県問い合わせ窓口	備考(URL等)
2	建築基準法	第68条第1項～第4項	景観地区	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第68条の2第1項、第5項	市町村の条例に基づく制限	－	各市町村・建築士にお問い合わせください。
2	建築基準法	第68条の9	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造	本県は該当ありません。	
2	建築基準法	第75条	建築協定の効力	－	各市町村にお問い合わせください。
2	建築基準法	第75条の2第5項	建築協定の認可等の公告のあった日以後建築協定に加わる手続等	－	各市町村にお問い合わせください。
2	建築基準法	第76条の3第5項	建築協定の設定の原則	－	各市町村にお問い合わせください。
2	建築基準法	第86条第1項～第4項	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和	右記URLをご参照ください	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kenchiku-kyoninkaetc.html
2	建築基準法	第86条の2第1項～第3項	公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造の認定等	右記URLをご参照ください	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kenchiku-kyoninkaetc.html
2	建築基準法	第86条の8第1項、第3項	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和	右記URLをご参照ください	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kenchiku-kyoninkaetc.html
3	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	第8条	特別保存地区の行為の制限	本県は該当ありません。	
4	都市緑地法	第8条第1項	緑地保全区域の行為の届出等	都市・交通局都市基盤部公園緑地課 企画・都市緑化グループ 052-954-6526	県指定はありません。各市町村へお問い合わせください。
4	都市緑地法	第14条第1項	特別緑地保全地区の行為の制限	都市・交通局都市基盤部公園緑地課 企画・都市緑化グループ 052-954-6526	県指定はありません。各市町村へお問い合わせください。
4	都市緑地法	第20条第1項	地区計画等緑地保全条例	－	各市町村にお問い合わせください。
4	都市緑地法	第29条	管理協定の効力	都市・交通局都市基盤部公園緑地課 企画・都市緑化グループ 052-954-6526	県指定はありません。各市町村へお問い合わせください。
4	都市緑地法	第35条	緑化率	都市・交通局都市基盤部公園緑地課 企画・都市緑化グループ 052-954-6526	県指定はありません。各市町村へお問い合わせください。
4	都市緑地法	第36条	一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例	都市・交通局都市基盤部公園緑地課 企画・都市緑化グループ 052-954-6526	県指定はありません。各市町村へお問い合わせください。
4	都市緑地法	第39条	地区計画等の区域内の緑化率規制	－	各市町村にお問い合わせください。
4	都市緑地法	第50条	緑地協定の効力	都市・交通局都市基盤部公園緑地課 企画・都市緑化グループ 052-954-6526	県指定はありません。各市町村へお問い合わせください。
4	都市緑地法	第51条第5項	緑地協定の認可のあった後緑地協定に加わる手続等	都市・交通局都市基盤部公園緑地課 企画・都市緑化グループ 052-954-6526	県指定はありません。各市町村へお問い合わせください。
4	都市緑地法	第54条第5項	緑地協定の設定の特則	都市・交通局都市基盤部公園緑地課 企画・都市緑化グループ 052-954-6526	県指定はありません。各市町村へお問い合わせください。
5	生産緑地法	第8条	生産緑地地区内での行為の制限	－	各市町村にお問い合わせください。
6	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	第5条第1項、第2項	航空機騒音障害防止地区内等の建築の制限等	本県は該当ありません。	
7	景観法	第16条第1項、第2項	届出及び勧告等	－	各市町村にお問い合わせください。
7	景観法	第22条第1項	景観重要建造物の現状変更の規制	－	各市町村にお問い合わせください。

号	法令名	該当条文	内容	県問い合わせ窓口	備考(URL等)
7	景観法	第31条第1項	景観重要樹木の現状変更の規制	－	各市町村にお問い合わせください。
7	景観法	第41条	管理協定の効力	－	各市町村にお問い合わせください。
7	景観法	第63条第1項	景観地区内の計画の認定	－	各市町村にお問い合わせください。
7	景観法	第72条第1項	計画地区内の工作物の形態意匠等の制限	－	各市町村にお問い合わせください。
7	景観法	第73条第1項	景観地区内の開発行為の制限	－	各市町村にお問い合わせください。
7	景観法	第75条第1項、第2項	準景観地区内の行為の規制	－	各市町村にお問い合わせください。
7	景観法	第76条第1項	地区計画等の区域内の建築物等の形態意匠の制限	－	各市町村にお問い合わせください。
7	景観法	第86条	景観協定の効力	－	各市町村にお問い合わせください。
7	景観法	第87条第5項	景観協定の認可の公告のあった後景観協定に加わる手続等	－	各市町村にお問い合わせください。
7	景観法	第90条第4項	一の所有者による景観協定の設定	－	各市町村にお問い合わせください。
8	土地区画整理法	第76条第1項	建築行為等の制限	－	各市町村にお問い合わせください。
8	土地区画整理法	第99条第1項、第3項	仮換地の指定の効果	－	各市町村にお問い合わせください。
8	土地区画整理法	第100条第2項	使用収益の停止	－	各市町村にお問い合わせください。
8	土地区画整理法	第117条の2第1項及び第2項	住宅先行建設区の住宅の建設	－	各市町村にお問い合わせください。
9	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第7条第1項	土地区画整理促進地域における建築行為の制限	－	各市町村にお問い合わせください。
9	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第26条第1項	住宅街区整備促進区域の建築行為等の制限	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshiseibi/1112124.html
9	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第67条第1項	住宅街区整備事業の施行の建築行為等の制限	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshiseibi/1112124.html
9	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第83条	土地区画整理法の準用		各市町村にお問い合わせください。
10	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	第21条第1項	拠点整備促進区域内の建築行為等の制限等	－	各市町村にお問い合わせください。
11	被災市街地復興特別措置法	第7条第1項	被災市街地復興推進地域の建築行為等の制限	－	各市町村にお問い合わせください。
12	新住宅市街地開発法	第31条	造成施設等における建築物の建築義務	建築局公共建築部住宅計画課 総務・人事・広報グループ 052-954-6565	
12	新住宅市街地開発法	第32条第1項	造成宅地等に関する権利の処分の制限	建築局公共建築部住宅計画課 総務・人事・広報グループ 052-954-6565	
13	新都市基盤整備法	第39条	土地整理における仮換地の指定	－	各市町村にお問い合わせください。
13	新都市基盤整備法	第50条	施設用地における建築物の建築義務	－	各市町村にお問い合わせください。

号	法令名	該当条文	内容	県問い合わせ窓口	備考(URL等)
13	新都市基盤整備法	第51条第1項	開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分の制限	—	各市町村にお問い合わせください。
14	旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律	第13条第1項	市街地改造事業における建築行為等の制限	—	各市町村にお問い合わせください。
15	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	第25条第1項	造成工場敷地に関する権利の処分の制限	本県は該当ありません。	
16	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備に関する法律	第34条第1項	造成工場敷地に関する権利の処分の制限	本県は該当ありません。	
17	流通業務市街地の整備に関する法律	第5条第1項	流通業務地区内の規制	右記URLをご参照ください。 ※県内では名古屋市にのみ該当があり、その地区内に関しては、名古屋市にお問い合わせください。	https://www.pref.aichi.jp/site/gvoute/10650.html
17	流通業務市街地の整備に関する法律	第37条第1項	流通業務施設の建設義務	右記URLをご参照ください。 ※県内では名古屋市にのみ該当があり、その地区内に関しては、名古屋市にお問い合わせください。	https://www.pref.aichi.jp/site/gvoute/10660.html
17	流通業務市街地の整備に関する法律	第38条第1項	造成敷地等に関する権利の処分の制限	右記URLをご参照ください。 ※県内では名古屋市にのみ該当があり、その地区内に関しては、名古屋市にお問い合わせください。	https://www.pref.aichi.jp/site/gvoute/10670.html
18	都市再開発法	第7条の4第1項	市街地再開発促進区域における建築の許可	—	各市町村にお問い合わせください。
18	都市再開発法	第66条第1項	第一種市街地再開発事業における建築行為等の制限	—	各市町村にお問い合わせください。
18	都市再開発法	第95条の2	個別地区内の宅地の使用収益の停止	—	各市町村にお問い合わせください。
19	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第10条第1項、第2項	沿道地区計画区域内における行為の届出等	—	各市町村にお問い合わせください。
20	集落地域整備法	第6条第1項、第2項	集落地区計画区域内における行為の届出等	—	各市町村にお問い合わせください。
21	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第33条第1項、第2項	防災街区整備地区計画区域内における行為の届出等	—	各市町村にお問い合わせください。
21	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第197条第1項	防災街区整備事業施行地区内における建築行為の制限等	—	各市町村にお問い合わせください。
21	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第230条	個別利用地区内の宅地の使用収益の停止	—	各市町村にお問い合わせください。
21	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第283条第1項	防災都市計画施設の区域内における建築の制限	—	各市町村にお問い合わせください。
21	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第294条	避難経路協定の効力	—	各市町村にお問い合わせください。
21	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第295条第5項	避難経路協定の認可の公告のあった後避難経路協定に加わる手続等	—	各市町村にお問い合わせください。
21	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第298条第4項	一の所有者による避難経路協定の設定	—	各市町村にお問い合わせください。
22	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	第15条第1項、第2項	歴史的風致形成建造物の増築等の届出及び催告等	—	各市町村にお問い合わせください。
22	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	第33条第1項、第2項	歴史的風致維持向上地区計画区域内における行為の届出及び催告等	—	各市町村にお問い合わせください。

号	法令名	該当条文	内容	県問い合わせ窓口	備考(URL等)
23	港湾法	第37条第1項第4号	港湾区域内の工事等の許可	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/site/gvoute/kouwankuikirinsetsuchiikikoujiikyoka.html
23	港湾法	第40条第1項	分区内の規制	当該区域の各建設事務所及び港務所にお問い合わせください。	https://www.pref.aichi.jp/site/soshiki/kensetsu.html
23	港湾法	第45条の5	特定港湾情報提供施設協定の効力	本県は該当ありません。	
23	港湾法	第50条の13	共同化促進施設協定の効力	本県は該当ありません。	
23	港湾法	第50条の20	官民連携国際旅客船受入促進協定の効力	本県は該当ありません。	
24	住宅地区改良法	第9条第1項	改良地区内における建築行為等の制限	－	各市町村にお問い合わせください。
25	公有地の拡大の推進に関する法律	第4条第1項	土地を譲渡しようとする場合の届出義務	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/koukaku-todokede2.html
25	公有地の拡大の推進に関する法律	第8条	土地の譲渡の制限	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/koukaku-todokede2.html
26	農地法	第3条第1項	農地又は採草放牧地の権利移動の制限	－	市町村農業委員会にお問い合わせください。
26	農地法	第4条第1項	農地の転用の制限	別添リスト①をご参照ください。	○補足事項 ・土地が農地法の規制対象であるかどうかは、市町村農業委員会にお問い合わせください。 ・市街化区域内の農地転用に関しては市町村農業委員会への届出となりますので、市町村農業委員会にお問い合わせください。 ・名古屋市・岡崎市（転用面積が4ha以下の場合に限る）及び豊橋市、一宮市、津島市、豊田市については、許可権限を市町村長が有しておりますので、市町村農業委員会にお問い合わせください。
26	農地法	第5条第1項	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限	別添リスト①をご参照ください。	○補足事項 ・土地が農地法の規制対象であるかどうかは、市町村農業委員会にお問い合わせください。 ・市街化区域内の農地転用に関しては市町村農業委員会への届出となりますので、市町村農業委員会にお問い合わせください。 ・名古屋市・岡崎市（転用面積が4ha以下の場合に限る）及び豊橋市、一宮市、津島市、豊田市については、許可権限を市町村長が有しておりますので、市町村農業委員会にお問い合わせください。
27	宅地造成及び特定盛土等規制法	第12条第1項	宅地造成等に関する工事の許可	都市・交通局都市基盤部都市計画課 利用規制グループ 052-954-6119	政令市(名古屋市)、中核市(豊橋市、岡崎市、豊田市)については、各市にお問い合わせください。
27	宅地造成及び特定盛土等規制法	第16条第1項	宅地造成等に関する工事における変更の許可等	都市・交通局都市基盤部都市計画課 利用規制グループ 052-954-6119	政令市(名古屋市)、中核市(豊橋市、岡崎市、豊田市)については、各市にお問い合わせください。
27	宅地造成及び特定盛土等規制法	第27条第1項	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等	都市・交通局都市基盤部都市計画課 利用規制グループ 052-954-6119	政令市(名古屋市)、中核市(豊橋市、岡崎市、豊田市)については、各市にお問い合わせください。
27	宅地造成及び特定盛土等規制法	第28条第1項	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事における変更の届出等	都市・交通局都市基盤部都市計画課 利用規制グループ 052-954-6119	政令市(名古屋市)、中核市(豊橋市、岡崎市、豊田市)については、各市にお問い合わせください。
27	宅地造成及び特定盛土等規制法	第30条第1項	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可	都市・交通局都市基盤部都市計画課 利用規制グループ 052-954-6119	政令市(名古屋市)、中核市(豊橋市、岡崎市、豊田市)については、各市にお問い合わせください。
27	宅地造成及び特定盛土等規制法	第35条第1項	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事における変更の許可等	都市・交通局都市基盤部都市計画課 利用規制グループ 052-954-6119	政令市(名古屋市)、中核市(豊橋市、岡崎市、豊田市)については、各市にお問い合わせください。

号	法令名	該当条文	内容	県問い合わせ窓口	備考(URL等)
28	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第105条第1項	容積率の特例	建築局公共建築部住宅計画課 市街地整備グループ 052-954-6569 (愛知県以外が特定行政庁となる建築物の場合は右記URLをご参照ください。)	https://www.pref.aichi.jp/kenchikushido/01kenchikukijun/01kenchikukakuninetc/01shinsei/01tetuduki/kakuninmadoguchi/tokuteigyouseicho.htm
29	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第18条第1項	容積率の特例	建築局建築指導課 優良住宅相談グループ 052-961-9719	
30	都市公園法	第23条	公園一体建物に関する協定の効力	都市・交通局都市基盤部公園緑地課 管理第一グループ 052-954-6525	愛知県営都市公園においては該当ありません。(国・市町村営公園については各公園管理者にお問い合わせください。)
31	自然公園法	第20条第3項	特別地域	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/kaihatu.html
31	自然公園法	第21条第3項	特別保護地区	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/kaihatu.html
31	自然公園法	第22条第3項	海域公園地区	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/kaihatu.html
31	自然公園法	第33条第1項	普通地域	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/kaihatu.html
31	自然公園法	第48条	風景地保護協定の効力	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/kaihatu.html
31	自然公園法	第73条第1項	都道府県立自然公園の保護及び利用	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/kaihatu.html
32	首都圏近郊緑地保全法	第13条	管理協定の効力	本県は該当ありません。	
33	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	第14条	管理協定の効力	本県は該当ありません。	
34	都市の低炭素化の促進に関する法律	第43条	樹木等管理協定の効力	－	各市町村にお問い合わせください。
35	水防法	第15条の8第1項	浸水被害軽減地区内の行為の届出等	－	本県は該当ありません。
36	下水道法	第25条の9	管理協定の効力	－	各市町村にお問い合わせください。
37	河川法	第26条第1項	工作物の新築等の許可	当該区域の各建設事務所にお問い合わせください。	別添リスト②を参照してください。
37	河川法	第27条第1項	土地の掘削等の許可	当該区域の各建設事務所にお問い合わせください。	別添リスト②を参照してください。
37	河川法	第55条第1項	河川保全区域における行為の制限	当該区域の各建設事務所にお問い合わせください。	別添リスト②を参照してください。
37	河川法	第57条第1項	河川予定地における行為の制限	当該区域の各建設事務所にお問い合わせください。	別添リスト②を参照してください。
37	河川法	第58条の4第1項	河川保全立体区域における行為の制限	当該区域の各建設事務所にお問い合わせください。	別添リスト②を参照してください。
37	河川法	第58条の6第1項	河川予定立体区域における行為の制限	当該区域の各建設事務所にお問い合わせください。	別添リスト②を参照してください。
38	特定都市河川浸水被害対策法	第24条	管理協定の効力	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/shinkawa-toiawase.html
38	特定都市河川浸水被害対策法	第30条	雨水浸透阻害行為の許可	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/shinkawa-toiawase.html
38	特定都市河川浸水被害対策法	第37条第1項	雨水浸透阻害行為の変更の許可等	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/shinkawa-toiawase.html

号	法令名	該当条文	内容	県問い合わせ窓口	備考(URL等)
38	特定都市河川浸水被害対策法	第39条第1項	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/shinkawa-toiawase.html
38	特定都市河川浸水被害対策法	第46条第1項	保全調整池における行為の届出等	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/shinkawa-toiawase.html
38	特定都市河川浸水被害対策法	第52条	管理協定の効力	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/shinkawa-toiawase.html
38	特定都市河川浸水被害対策法	第55条第1項	貯留機能保全区域内の行為の届出等	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/shinkawa-toiawase.html
38	特定都市河川浸水被害対策法	第57条第1項	特定開発行為の制限	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/shinkawa-toiawase.html
38	特定都市河川浸水被害対策法	第62条第1項	特定開発行為の変更の許可等	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/shinkawa-toiawase.html
38	特定都市河川浸水被害対策法	第66条	指定建築行為の制限	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/shinkawa-toiawase.html
38	特定都市河川浸水被害対策法	第71条第1項	指定建築行為の変更の許可等	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/shinkawa-toiawase.html
39	海岸法	第8条第1項	海岸保全区域における行為の制限	各建設事務所にお問い合わせください。	別添リスト②を参照してください。
40	津波防災地域づくりに関する法律	第23条第1項	津波防護施設区域における行為の制限	建設局河川課 環境・海岸グループ 052-954-6556	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/tsunamisajgai.html
40	津波防災地域づくりに関する法律	第52条第1項	指定津波防護施設における行為の届出等	建設局河川課 環境・海岸グループ 052-954-6556	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/tsunamisajgai.html
40	津波防災地域づくりに関する法律	第58条	指定避難施設に関する届出	建設局河川課 環境・海岸グループ 052-954-6556	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/tsunamisajgai.html
40	津波防災地域づくりに関する法律	第68条	管理協定の効力	建設局河川課 環境・海岸グループ 052-954-6556	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/tsunamisajgai.html
40	津波防災地域づくりに関する法律	第73条第1項	特定開発行為の制限	建設局河川課 環境・海岸グループ 052-954-6556	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/tsunamisajgai.html
40	津波防災地域づくりに関する法律	第78条第1項	特定開発行為の変更の許可等	建設局河川課 環境・海岸グループ 052-954-6556	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/tsunamisajgai.html
40	津波防災地域づくりに関する法律	第82条	特定建築行為の制限	建設局河川課 環境・海岸グループ 052-954-6556	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/tsunamisajgai.html
40	津波防災地域づくりに関する法律	第87条第1項	特定建築行為の変更の許可等	建設局河川課 環境・海岸グループ 052-954-6556	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/tsunamisajgai.html
41	砂防法	第4条	砂防指定地内における行為制限	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sabo/0000021383.html
42	地すべり等防止法	第18条	地すべり防止区域内における行為の制限	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sabo/0000021383.html
42	地すべり等防止法	第42条	ぼた山崩壊防止区域内における行為の制限	本県は該当ありません。	
43	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第7条	急傾斜地崩壊危険区域内における行為の制限	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sabo/0000021381.html
44	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第10条	指定開発行為の制限	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sabo/aichi-tokutei-kaihatsu.html
44	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第17条	指定開発行為の変更の許可等	右記URLをご参照ください。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sabo/aichi-tokutei-kaihatsu.html
45	森林法	第10条の2第1項	林地開発行為の許可	農林基盤局林務部森林保全課 林地保全グループ 052-954-6452	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shinrin/0000070370.html

号	法令名	該当条文	内容	県問い合わせ窓口	備考(URL等)
45	森林法	第10条の11の6	施業実施協定の効力	—	各市町村にお問い合わせください。
45	森林法	第31条	保安林予定森林における制限	農林基盤局林務部森林保全課 林地保全グループ 052-954-6452	
45	森林法	第34条第1項、第2項	保安林における制限	農林基盤局林務部森林保全課 林地保全グループ 052-954-6452	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shinrin/0000002622.html
46	森林経営管理法	第7条第3項	経営管理権集積計画の公告等	—	各市町村にお問い合わせください。
46	森林経営管理法	第37条第3項	経営管理実施権配分計画の公告等	—	各市町村にお問い合わせください。
47	道路法	第47条の19	道路一体建物に関する協定の効力	当該区域の各建設事務所にお問い合わせください。	https://www.pref.aichi.jp/site/soshiki/kensetsu.html
47	道路法	第48条の29の7	災害応急対策施設管理協定の効力	当該区域の各建設事務所にお問い合わせください。	https://www.pref.aichi.jp/site/soshiki/kensetsu.html
47	道路法	第48条の39	利便施設協定の効力	当該区域の各建設事務所にお問い合わせください。	https://www.pref.aichi.jp/site/soshiki/kensetsu.html
47	道路法	第91条	道路予定区域	当該区域の各建設事務所にお問い合わせください。	https://www.pref.aichi.jp/site/soshiki/kensetsu.html
48	踏切道改良促進法	第10条	滞留施設協定の効力	当該区域の各建設事務所にお問い合わせください。	https://www.pref.aichi.jp/site/soshiki/kensetsu.html
49	全国新幹線鉄道整備法	第11条第1項	行為の制限	本県は該当ありません。	
50	土地収用法	第28条の3第1項	土地の保全	建設局土木部用地課 指導・事業認定グループ 052-954-6511	
51	文化財保護法	第43条第1項	重要文化財の現状変更等の制限	—	各市町村文化財保護担当部局にお問い合わせください。
51	文化財保護法	第45条第1項	重要文化財の環境保全	—	各市町村文化財保護担当部局にお問い合わせください。
51	文化財保護法	第83条(第46条第1項、第5項の準用)	重要有形民俗文化財の国に対する売渡しの申し出	—	各市町村文化財保護担当部局にお問い合わせください。
51	文化財保護法	第46条第1項、第5項	重要文化財の国に対する売渡しの申し出	—	各市町村文化財保護担当部局にお問い合わせください。
51	文化財保護法	第125条第1項	史跡名勝天然記念物の現状変更等の制限及び原状回復の命令	—	各市町村文化財保護担当部局にお問い合わせください。
51	文化財保護法	第128条第1項	史跡名勝天然記念物の環境保全	—	各市町村文化財保護担当部局にお問い合わせください。
51	文化財保護法	第143条第1項	伝統的建造物群保存地区の決定及び保護	—	各市町村文化財保護担当部局にお問い合わせください。
51	文化財保護法	第182条第2項	地方公共団体の事務	—	各市町村文化財保護担当部局にお問い合わせください。
52	航空法	第49条第1項	空港における物件の制限等	右記をご参照ください。	[中部国際空港] https://www.centrair.jp/news/1237904.1781.html 中部国際空港株式会社へお問い合わせください。 TEL:0569-38-7555 (平日 09:00～12:00 及び 13:00～17:00) [県営名古屋空港] https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kouku/0000005875.html
52	航空法	第56条の3第1項	第56条第1項に規定する空港における物件の制限等	右記をご参照ください。	中部国際空港株式会社へお問い合わせください。 TEL:0569-38-7555 (平日 09:00～12:00 及び 13:00～17:00)

号	法令名	該当条文	内容	県問い合わせ窓口	備考(URL等)
53	国土利用計画法	第14条第1項	規制区域における土地に関する権利の移転等の許可	本県は該当ありません。	
53	国土利用計画法	第23条第1項	土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出	右記URLをご参照ください	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/kokudohou-todokede.html
53	国土利用計画法	第27条の4第1項、第3項	注視区域における土地に関する権利の移転等の届出	本県は該当ありません。	
54	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第51条の29第1項	指定廃棄物埋設区域における掘削の禁止	－ (右記URLをご参照ください)	https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclear-fuel/haiki/shitei_kuiki.html
55	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の19第1項、第3項	指定区域における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令	環境局資源循環推進課廃棄物監視指導室 指導グループ 052-954-6237	https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/haiki/kuiki/index.html
56	土壤汚染対策法	第9条	要措置区域内における土地の形状の変更の禁止	右記URLをご参照ください	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000054763.html
56	土壤汚染対策法	第12条第1項、第3項	形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令	右記URLをご参照ください	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000054763.html
57	都市再生特別措置法	第45条の7	都市再生歩行者経路協定の効力	－	各市町村にお問い合わせください。
57	都市再生特別措置法	第45条の8第5項	都市再生歩行者経路協定の認可の公告のあった後都市再生歩行者経路協定に加わる手続き等	－	各市町村にお問い合わせください。
57	都市再生特別措置法	第45条の11第4項	一の所有者による都市再生歩行者経路協定の設定	－	各市町村にお問い合わせください。
57	都市再生特別措置法	第45条の20	管理協定の効力	－	各市町村にお問い合わせください。
57	都市再生特別措置法	第88条第1項、第2項	居住誘導区域外の区域における建築等の届出等	－	各市町村にお問い合わせください。
57	都市再生特別措置法	第108条第1項、第2項	立地適正化計画の区域内における建築等の届出等	－	各市町村にお問い合わせください。
58	地域再生法	第17条の18第1項、第3項	地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内における建築等の届出等	－	各市町村にお問い合わせください。
59	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第46条	移動等円滑化経路協定の締結	－	各市町村にお問い合わせください。
59	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第47条第3項	移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等	－	各市町村にお問い合わせください。
59	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第50条第4項	一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定	－	各市町村にお問い合わせください。
60	災害対策基本法	第49条の5	指定緊急避難場所に関する届出		各市町村にお問い合わせください。
61	東日本大震災復興特別区域法	第64条第4項、第5項	届出対象区域内における建築等の届出等	本県は該当ありません。	
62	大規模災害からの復興に関する法律	第28条第4項、第5項	届出対象区域内の建築等の届出等	本県は該当ありません。	
63	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律	第13条第1項	特別注視区域内における土地等に関する所有権等の移転等の届出	－ (右記URLをご参照ください)	https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/index.html